

最後に掲載されている「明史座談会会員通訊録」は、会員の姓名・現職・通訊処・電話・研究範囲の順で列挙されている。全部で六四名であるが、今後は益々会員も増加することであろう。この名簿で、我々外国の研究者も容易に台湾の明史研究者の状況を知ることができるようになって、大変有難い。

最後に、「明清史集刊」および「明史研究通訊」が今後益々発展して、世界の明史研究者を裨益されることを期待してやまない。(一九八七・一・八)

#### 註

- (1) 国際明清史研討会は、一九八五年二月二一―一五日、香港大学の主催で開かれた。香港は勿論、中国大陸ならびに台湾から多数の明清史の專家が参加した。欧米からの参加者もあった。詳細については、「明代史研究」一四号、および「明史研究通訊」創刊号、参照。
- (2) 明史座談会は、台湾の明代史研究者の集まりで、一九八五年五月に誕生した。現在、代表者は呂士朋東海大教授。詳細については本稿で後述する。

G・M・ボンガルド・レーヴィン著

### マウリヤ時代のインド

山崎 元 一

本書の著者ボンガルド・レーヴィン博士(一九三三―)は、ソヴィエト科学アカデミーのオリエント研究所に所属し、古代のインド・中央アジアに関する幅広い研究活動により国際的にも著名な学者である。博士は昨年、二度目の来日の折(一九八六年四月)に、東洋文庫において公開講演を行なったが、評者はその際に本書の評を書くよう直接の依頼を受け、ソヴィエトにおける古代インド研究の現状を知るよい機会と考え承諾した。本書のロシア語版の刊行は一九七四年であるが、英語版の刊行にあたり一部に増補の手が加えられている。

著者はマウリヤ時代をインド史上の一つの画期的段階とみて、その政治・経済・社会・文化の諸面を明らかにすることを目的に、本書を著わしている。ただし、史料の関係から、「マウリヤ時代」にはマウリヤ朝が支配した時代と、前一千年紀後半という狭い二つの意味をもたせている。本書は序章と五つの章、および参考文献一覧・索引とから成

る。以下に、各章の概要を紹介してゆきたい。

### 序章

本書の目的を述べたあと、ウィリアム・ジョーンズに始まり現代に至る古代インド史研究の歴史を、①ヨーロッパ諸国の学者による研究、②二〇世紀前半に昂揚し今日に継承されたインド人学者の研究、③近年のソヴィエトにおける研究、の順序で手際よく概観している。

### 第一章 史料とその歴史学的解釈

マウリヤ朝研究の史料と、それらの信憑性の問題を扱った章である。論争の的となってきたメガステネスの『インド誌』とカウティリヤの『実利論』については、数ページを割いて論争のあらましを記したあと、前者については、外国人にありがちな誤解や、伝聞を無批判に採録した部分は存在するが、当時の史料としては第一級の価値をもつものとし、後者については、マウリヤ朝の現実を記したものである。また同王朝より数世紀のちに今日の形に編まれたものであるが、核の部分は古く、他史料との比較という手順を踏むならばマウリヤ時代研究の史料となり得る、と結論している。

### 第二章 政治上の画期

マウリヤ帝国の成立から崩壊に至る歴史と、政治上の問題が論じられている。このうち成立に関しては、チャ

ンドラグプタによるマウリヤ朝創始の年を、従来の説よりやや下げ前三一五—三二三年頃とする説が提示されている。また帝国崩壊に関しては、幾つかの要因の一つとして、晩年のアショーカの偏狭な仏教信仰を挙げている。

### 第三章 経済的・社会的発達

土地所有、社会構造、奴隸制、ヴァルナ制などの諸問題が扱われている。まず土地制度については、①国家的所有（王有）、共同体的所有、私的所有という三形態の所有が併存していた、②これらの所有は重なる場合も多く、私的所有にはしばしば共同体的規制が加わり、また王が私有地に対し何らかの権利を主張することもあった、③趨勢としては共同体的所有の衰退と、国家的所有・私的所有の拡大が見られた、など、評者にとっても妥当と思われる見解が示されている。

社会構造の問題としては、私的所有の発達とそれに伴う階層分化が村落共同体の内部に見られたこと、また地域差も大きく、原始共產制的組織、さまざまな発達段階にある共同体組織、奴隸所有的社会構成が併存していたこと、などが論じられている。奴隸制についてはかなり詳細に検討され、古代奴隸制はマウリヤ朝時代に最も発達し、奴隸は経済活動のあらゆる面で重要な役割を果たしたこと、しかしインドにおいてはその発達を阻害する要因も多く（奴隸

勞働をそれほど必要としない農業条件、多様な雇傭労働者の存在など、生産活動の主たる担い手とはならなかったこと、などが指摘されている。著者によれば、古代インドにおいて生産の主たる担い手となったのは、自由民の独立生産者、および自由民・半自由民の雇傭労働者、すなわち、ヴァルナで言えばヴァイシヤとシューードラに属する大衆であるという。

なお、ソヴェイト学者のなかに、前五世紀あるいは西暦紀元の前後という早い時期に封建制的関係が存在したと主張する者があるが（E.M. Melvredy に代表される）、著者はそうした説の論拠（例えば、農民が納める地租を国家的土地所有に基づく封建的地代とする説）を逐一批判するとともに、マウリヤ時代は奴隸制の最も発達した時期に当たり、封建制の萌芽とみなされる諸要素（小作関係、土地施与の慣行など）は存在するが、この点を強調するのは誤りであると論じている。封建的社会構成の成立する時期については、一千年紀中葉とする通説が支持されている。

ヴァルナ制度について著者は、政治的局面に見られたような急激な変化をこの制度が受けなかったことを述べつつ、ヴァルナ間の関係に政治形態の如何（王制か共和制か）による流動性も見られたことを指摘している。例えば、共和制国におけるクシャトリアの優越とバラモンの地位の相

対的低下、王国におけるクシャトリアの地位強化とヴァイシヤ階層の上下二分化などである。

#### 第四章 マウリヤ帝国の行政機構

まず王権に関しては、①マウリヤ時代に王権の強化は見られたがそれは通説のような絶対的専制ではなく、古い伝統を継承する会議（parishad, sabha）によって王権の行使に一定の歯止めがかけられたこと、②マウリヤ朝の王自身が「帝王」の自覚に乏しく「マガグ王」を意識するにとどまったこと、③すべての経済活動が課税の対象となったが徴税は「人民保護」に対する「報酬」とみられたこと、などが論じられている。

地方統治については、①マウリヤ朝は中央集権化を目指したが、現実としては地方の旧制度を廃するという形の集権化政策を貫徹できなかったこと、②結局のところ新旧両制度の併用という妥協策が採用され、こうした柔軟な政策により中央と地方の統合に成功したこと、③中央集権的統治が行なわれたのは王の直轄地（vijita）であり、地方の諸州（non-vijita）では旧制度の一部が維持され、独立的傾向も認められたこと、などが論じられている。

マウリヤ帝国内には、いわゆる「ガナサンガ」の組織をもった半独立的な政治単位も存在した。ガナサンガには、部族制の性格を強く維持したことから、国家的組織をある

ていど発達させたもの(共和制国)、さらに一部有力者による寡頭的支配の行なわれるものなど、さまざまな形態が見られた。著者は、ガナッサンガのこれらの形態を紹介したあと、マウリヤ帝国崩壊後に、一部のガナッサンガは帝国の絆を脱して勢力を回復したことを指摘している。

#### 第五章 宗教・哲学の動向

本章では、マウリヤ時代を中心とする前一千年紀後半の宗教哲学の問題が、さまざまな角度から検討されている。まず正統派(ヴェーダを奉ずるバラモン)に対抗して興りマウリヤ時代に発展した革新派の代表である仏教について、著者は、この宗教がヴェーダの權威や供犠を批判しつつも、バラモン思想を完全には拒否せず、伝統の大枠の中に自己を置いた点を指摘している。すなわち、バラモン教の儀礼面の一部を継承し、また旧来の神々を否定せずそれに重要でない地位を与え、さらに正統派の内部から改革派として興ったウパニシャッドの哲学とも、思索的修行の重視、業・輪廻思想、解脱の觀念などを共有していることに注目する。仏教が広く受容された一因は、この宗教が旧伝統を廃棄するのではなく、それらに新しい解釈を与えたところにあるというのである。一方で著者は、仏教のこうした寛容性が、独自性の喪失につながる危険を伴うものであり、後代における仏教消滅の一因となった点をも指摘し

ている。

ヴァルナの身分秩序にとらわれず、個人の思想と行動の重要性を認める仏教は、王侯と商人の支持を得た。また宗教世界に階層制を持ち込むバラモン教より、精神世界の統一を求める仏教の方が、政治的統合が進む時代の宗教としては優れていた。著者は、アショーカを、このような仏教思想を政治の局面に積極的に採用した統治者として評価している。著者のアショーカ論を要約すれば次のようになる。

アショーカは即位後八年に仏教信者(ウパーサカ)となり、その後のカリンガ戦争を経て熱心な信者となるに至った(カリンガ戦争後の改宗という通説と異なる)。そして仏教思想に裏打ちされたグルマの政治を採用し、その旨を全領土に宣布した。「グルマ」は個人の行動を規制する社会倫理であり、その内容は仏教という一宗教を超えあらゆる宗派に受け入れられる普遍性をもっていた。すなわち、大帝國を統合する理念として最も適したものであった。アショーカは帝國統一の必要から寛容な宗教政策を採用して、バラモン教をはじめとする諸宗派を保護し、また諸宗派の協調のために努めた。しかし、晩年に寛容政策を放棄して仏教支持を露骨化し、さらに、内紛の絶えなかった仏教教団の問題に直接介入するに至った。マウリヤ帝国崩壊の一因

は、宗教政策のこうした転換にある。

著者は、マウリヤ時代の宗教について、残された史料から判断すると仏教が圧倒的に優勢であったようにみえるが、実際は必ずしもそうとは言えず、この時代には正統派をはじめとするさまざまな宗派も着実に発達したのであると強調する。そして、後代の宗教史の展開との関係から言えはこの時代におけるヴィシヌ派の形成は重要であるとして、「バガヴァッド・ギーター」とバクティ信仰の諸問題の検討に入る。著者の結論は、①「ギーター」(前三―前二世紀の成立)で説かれその後流行するバクティ信仰によって、ヴェーダ思想の伝統と新興思想との融合、高度な哲学思想と民間信仰との融合がもたらされた、②ここに成立したネオウラフマニズムにより、正統派は下層民衆や新たにヒンドウ化された諸地域の民衆の支持を得ることに成功した、③こうして正統派は、仏教をはじめとする非正統派に対抗し、結局はそれらを凌駕する力を得た、というものである。なお、レーヴィンは、この章の最終部でローカーヤタ派に言及し、この派が古代インドにおける諸科学の発達を背景に成立したこと、仏教やジャイナ教などの革新派が正統派思想の一部を受容したのに対し、この派は業・輪廻思想の否定をはじめ唯物思想に徹底し、古代インドの思想上に特筆すべき役割を果たしたこと、などを論じてい

る。

以上が本書の各章の概要である。サンスクリット学者としても知られるレーヴィンの歴史叙述は実証主義的であり、ソヴィエト学者の研究に予想される理論の優先はあまり見受けられない。マルクスやエンゲルスの言葉も数箇所引用されているが、全体の実証性を損うものとなつてはいない。本書で扱われる諸問題に関する著者の見解の多くは穏当なものであるが、評者と見解を異にする箇所も幾つか存在する。以下に、それらについて検討してみたい。

まずチャンドラグプタによるマウリヤ朝創始の年代について。著者はアレクサンドロス侵入当時(前三二六―三二五年)にガンジス川流域を支配していたインド人王 Agrarnnes を、通説のようにナンダ朝最後の王 Dhana Nanda に比定せず、ナンダ朝の創始者 Mahapadma Nanda (Urasana) を指すとみる (pp.65-69)。「プハーヴァンサ(大史)」の註釈など後代の文献を論拠とする点に問題があるが、議論はかなりの説得力をもっている。ただし、この説に立つならば、アレクサンドロスの侵入(前三二五年)からチャンドラグプタの即位までの間に「Agrarnnes の死↓後継者の在位(二年以上?)↓王朝の滅亡」という出来事が入るといふ無理が生ずる。こうした事情と、チャ

ンドラグプタがナンダ朝打倒前にパンジャーブで勢力を確立していたこと(評者はナンダ朝打倒の方が先であったと考える)を考慮して、著者はこの王の即位を通説より数年下げ前三二三年ごろと推定している(pp.87-89)。しかし、マウリヤ朝の成立年をここまで下げることは疑問である。

例えば、この説に拠るならば、アシヨールカ王の即位は二代の王の統治年を引いた前二五七年(『大史』所伝333-24-28-24-25)あるいは前二五七年(『大史』所伝333-24-28-24-25)ということになり、これはアシヨールカ王碑文に記される五人のギリシア王の在位年から計算されるアシヨールカの即位年の枠(前二七三—二六七年、あるいはそれ以前)を外れることになるからである(中村元「インド古代史(下)」、四一六頁)。著者自身もこの点を問題にして、前三一七年ないし前三二四年の可能性を指摘するのである(p.90)。このうち、より妥当な前者の説は Agrames = Mahapadma 説に不利となるものである。

アシヨールカは法勅で、自己の支配する地を *vijita* と呼んでいる。この語は一般に帝国の領土一般の意味にとられているが、レーヴィンはより狭く「アシヨールカの直轄地」を意味すると考える。そしてこれ以外の諸州(王子が太守として派遣された西北インド、西インド、南インドの諸州を含む。ただし新征服地カリంగాは王の直接支配が及んだた

め *vijita* に加えられる)においては、地方の伝統に配慮した柔軟な政治が行なわれていたと説明している(pp.271-285)。帝国の統治が中央直轄地と属州に分けて行なわれたとする点は通説と異なるものではなく、カリంగాに中央権力が強く及んだとする説も納得のゆくものであるが、*vijita* という語が著者の説くような狭い意味に使われたかどうかは疑問である。すなわち、摩崖法勅第二章で *vijita* は帝国の外に存在する諸国と対置する形で使われており、また摩崖法勅の終結部(第十四章)にある「(わが) *vijita* は広大であるから」という *vijita* は帝国の全領土を指すと思われるからである。

著者は、アシヨールカが晩年に宗教政策を寛容策から一方的な仏教支持に変え、さらに仏教教団の内部問題に介入するに至ったと主張している(pp.347, 369)。仏教の諸伝承や、晩年に刻まれたとみられる「破僧伽法勅」(仏教教団内の分派行動をいませめた法勅)の内容から、レーヴィン説の成立つ可能性は十分考えられるし、これに類似した説もすでに繰り返し提示されてきた。しかし、著者がこうした晩年における宗教政策変更の証拠の一つとしてパーブール法勅(カルカッタ・バイラート法勅)を用いる点は首肯できない。すなわち著者は、この法勅の「ダルマ」が「仏法」を意味し摩崖法勅などで説かれる普遍的な倫理を意味しな

いことを、「グルマの政治」の終焉の証拠として掲げるのであるが (pp. 348-350, 369)、「自己の仏教信仰を吐露したこの特殊な法勅を、帝国の全住民を対象とした十四章法勅や七(六章)法勅と同列に論ずることはできないのではなからうか。またバーブル法勅の発布が晩年であった証拠はなく、むしろ同法勅の近くで発見された小摩崖法勅(パイラート法勅)と同じ初期に属するように思われる。そのころまでにアシヨーカーはすでに「熱心なウパーサカ」となっているのである。

史実であるか否かをめぐってしばしば論争の種となってきた第三結集に関するレーヴィンの説は興味深い (pp. 350-360)。その要点を示すならば、①アシヨーカーの晩年に仏教と他宗派との対立が激化し、また仏教教団自体も異説を奉ずる者を多く抱えて混乱した(碑文、南北両伝承)、②アシヨーカーは仏教支持を強め、教団の混乱に終止符を打つため自ら介入し、集会を開かせ、和合(samagga-sangha)を回復することに成功した(碑文、南北両伝承)、③この史実に南方上座部は自己に有利な解釈を与え、上座部の正統性が決定されたという第三結集伝説を創案した、④一方、北方仏教徒はこの史実を、アシヨーカーが教団を招いて行なった大布施(pancavarsika)と菩提樹蘇生(王妃によって枯殺された大菩提樹の蘇生)の話として伝えた。伝説解釈につ

いて本書の内容と評者の見解との間に相違点も多く、また④の解釈は推測が過ぎると思われるが、第三結集伝説の非史実性の議論については、大筋で同意できるものである(拙著『アシヨーカー王伝説の研究』、一二三—一三三頁)。

なお、著者は、伝説と皇后法勅を手掛りとし、アシヨーカーの晩年に実権を握った第二皇后による陰謀——わが子の後継者にしようとする陰謀——が企てられたことを推測している (pp. 94-95)。興味深い説であるが、皇后法勅からアシヨーカーの実権喪失を推測する過程で飛躍がみられる。

本書により、ソヴィエトのインド史研究者の間で古代奴隸制から封建制への移行をめぐる論争が続けられていること、諸説の中には封建制的関係の起源をマウリヤ時代に求める説もあること、などを知り得た。すでに記したように、著者自身は封建制の早期成立説には批判的で、その成立を Gupta 期に求めている。封建制に先立つ奴隸制の時代について著者は、「奴隸制は支配的な搾取形態 (predominant form of exploitation) であった」という文言と「奴隸制は経済の基礎に貢献するところが〔少〕なかった」という文言を併記している (p. 117)。著者がこの時代の生産の主たる担い手を、ヴァイシヤとシュードラの両ヴァルナに属する自由人(半自由の雇傭労働者を含む)とみるのは妥当である。問題は古代Ⅱ奴隸制の理論をインドに適用する無理に

ある。

本書の特色の一つは詳細な註記にある。その数は第三章の五二八を筆頭に章平均で約三〇〇に及び、そこではしばしば簡単な議論も行なわれている。本文とこれらの註から、われわれはソウイェトにおけるインド古代研究の質の高さと、近年におけるその動向を知ることができる。また本書のすぐれている点は、バランスのよきにある。各章において著者の柔軟な史料解釈と、雑多な史料を総合的に把握する能力が発揮されているが、こうした柔軟性と総合性が、本書を全体としてバランスのとれた好著としている。

(G.M. Bongard-Levin, *Mauryan India*, Sterling Publishers Pvt. Ltd., New Delhi, 1985, xii+428p.)